

第1回沖縄県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園部会議事概要

1 開催日時

平成28年8月5日（金）10:00～11:30

2 開催場所

県庁3階第5会議室

3 出席者等

（出席）

池原 基生 委員（沖縄県私立幼稚園連合会理事）

當間 左知子 委員（一般社団法人沖縄県私立保育園連盟副会長）

松田 恵子 委員（元沖縄県公立幼稚園会理事）

山城 眞紀子 委員（沖縄キリスト教短期大学教授）

与那嶺 清子 委員（公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会会長）

以上 部会委員6名中5名出席

（事務局）

子育て支援課：課長、副参事、主査

4 会議次第等

（1）議事

- ① 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の改正について

5 配付資料

会次第、座席表

資料1 認定こども園における保育の担い手確保に向けた基準改正について
（幼保連携型認定こども園）

資料2 諮問書

資料3 関係法令

【議事要旨】

1. 開会

(事務局において、事前配付資料及び当日配付資料の確認を行う。)

(部会長から部会の公開・非公開等について説明)

【部会長】

○ 部会の議事において、「沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の改正について」があるが、沖縄県子ども・子育て会議運営要領第5条第4項の規定により準用する同要領第3条第1項及び第2項に基づき、「公開する」とさせていただく。

○ ただいまの説明について、質問等があれば挙手願いたい。

(質問等なし)

2. 議事

(1) 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の改正について

【部会長】

○ 幼保連携型認定こども園にかかる規則の改正について、事務局から説明いただきたい。

(事務局より、資料1「認定こども園における保育の担い手確保に向けた基準改正について(幼保連携型認定こども園)」により説明。)

【部会長】

○ ただいまの説明について、質問等があれば挙手願いたい。

【委員】

○ 国の規定した運用より、県の運用を厳しくしているのはなぜか。どこの施設も人材不足であり、国運用どおりに知事が認める者を活用をしていくべきではないか。

【事務局】

○ 県運用の内容は、保育所における保育士配置の特例の運用に準じることとしている。保育所における基準改正の際には、保育関係団体との意見交換、パブリックコメント、県議会議員との意見交換を実施しているが、「0歳児～2歳児は、重大事故に繋がる可能性が高く、保育を専門的に学んだ者(保育士)が従事することが望ましい」との意見が多く聞かれたことから、その意見を踏まえ、県運用通知で規定している。

【委員】

- 小学校教諭等は、免許更新講習を受けたものでなければならないのか。

【事務局】

- 小学校教諭等が認定こども園で従事する者は、免許更新が適正に行われている者となる。

【委員】

- 他県の改正状況はどうか。国の運用と異なる運用等をしている場合もあるのか。

【事務局】

- 国基準どおりの改正を行っている自治体が多いと聞いている。知事が認める者の要件は、各県で多少の違いはあるが、本県のように、小学校教諭等が保育できる児童の年齢は、満3歳以上とするという規定は、他県では規定していないと思われる。他県では、6月議会で基準を改正しているため、まだ、実施状況は不明である。

【委員】

- 小学校教諭や養護教諭は募集をしても応募が少なく、活用するのは難しい。当面の間の対応であれば、知事が認める者（子育て支援員）を活用しやすくする必要はあるのではないか。

【部会長】

- 現場では、非常に厳しい人事配置をしている状況があり、（運用方法については）検討の余地があるのではないか。

【委員】

- 保育現場としては、人材確保は厳しい状況であるが、保育士資格を持たない者が保育に従事することで、その者を指導する保育士が疲弊し、離職に繋がることもある。潜在保育士の発掘などをしていくべきではないか。

また、小学校教諭等が従事した場合、特に低年齢児の場合は、保育の質の担保が難しい。子育て経験があっても、家庭の保育と保育所における保育は異なる。

国の運用より厳しい県の運用規定は、妥当ではないか。

【委員】

- 国の運用規定をそのまま適用するのではなく、県としてどう考えるのかという姿勢は必要である。当面の間であっても、保育の質が保たれるか懸念がある。国の運用では、小学校教諭等が3歳未満の保育に従事すること

ができることとなっているが、乳児保育の専門性から考えると、適当ではない。

県の運用でも、小学校教諭は5歳児の保育が出来るとあるが、「遊び」と小学校の「教科」とは異なるものであり、幼児における教育がある。人材確保が必要な状況であるが、（保育士の）処遇改善についても、国の政策どおりだけではなく、もっと積極的に取り組んでほしい。

【委員】

- 現場レベルで考えると、知事が認める者等が1人で保育する時間はほとんどないのではないか。（運用方法を厳しく規定することで）認可化予定の施設で、職員を確保できず認可されない場合もある。施設が認可されないことで、実際困るのは子ども達だと思う。

チーム保育が常識になっていて、複数の職員で保育を行っている現状を考慮してほしい。

【委員】

- チーム保育で、保育士資格のない者と組んだ場合、その者にまかせることができない。子どもの保育以外に、職員の指導を行う必要があり、保育士の負担になっている。

潜在保育士が多くいる状況で、（採用しやすいという理由で）無資格者を優先的に採用するような事がないようにしなければならない。

【委員】

- 保育士確保策は、都市部はうまくいっているかもしれないが、過疎地域は、潜在保育士もいない。保育士・保育所支援センターに問い合わせても、紹介してもらえない現状がある。

【委員】

- 知事が認める者の研修（子育て支援員研修）は、年1回しかないのか。市町村が開催してもよいのか。研修を受ける機会を増やしてほしい。

【事務局】

- 県で実施する研修は1回の予定である。実施主体は、県、市町村等となっている。

【委員】

- 年休取得時の代替等の追加的な職員は、どのような場面で従事するのか。一時的に勤務するのであれば、保育の質にどれくらいの影響があるのか。保育士が不足している現状であれば、特例をなるべく活用できるようにする必要があるのではないか。

【事務局】

- 保育教諭が休憩や年休を取得する場合の代替として従事する。

【部会長】

- 保育所の経営者の意識を変えることや適正な給与体系をつくることで、保育士の地位確立をすることも大切ではないか。

【委員】

- 子育て支援員は補助者としての扱いなのか。

【事務局】

- 担任をすることは想定されていないが、特例を活用することで、保育士として（最低基準上必要な保育士の人数に）カウントすることができる。

【委員】

- 基準をどんどん緩和していく流れの中で、保育の専門性が薄れていく。子ども達は、保育士資格を持つ者に保育してもらう権利をもっている。本来は、保育士の補助として、知事が認める者等を従事してもらうことが適当であるが、保育士が足りないことで定員割れがおきている施設もある。

【委員】

- 知事が認める者の要件を、保育所や認定こども園で保育に従事した経験が1年以上ある者、かつ、子育て支援員研修を受講した者などにするなど、（従事できる児童を制限するのではなく）要件を厳しくすることで保育の質を保つという方法もあるのではないか。

【委員】

- 知事が認める者等として従事した場合も、保育士資格の取得に努めてもらうことが重要ではないか。

【事務局】

- 知事が認める者等には、保育士資格の取得を促していく。特例は、当分の間であるため、将来的には、有資格者として従事して頂くのが適切と考えている。

県としては、保育所における保育は、原則として専門的知識と技術を有する保育士が行うものと考えており、今回の特例的運用は、保育士不足等の事情を勘案し、限定的に実施していく。

【部会長】

- 様々な意見があったが、改正（案）のとおり改正してよいか。

（異議なし）

3. 閉会

【部会長】

- 本日、予定していた議事は全て終了した。円滑な議事進行にご協力いただき感謝申し上げます。以上をもって第1回沖縄県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園部会を閉会する。